

合併処理浄化槽の正しい使い方

(環境省『よりよい水環境のための浄化槽の自己管理マニュアル』より抜粋)

◆トイレで

1	トイレットペーパーや掃除シート等を使いすぎていないか。	トイレットペーパー、掃除シート赤ちゃんのおしり拭きシートを多量に使うと、短期間で汚泥が溜まり浄化槽の清掃の時期を早める結果になります。浄化槽に流してもよいもの以外はトラブルの発生やさらに清掃時期が早まる可能性があります。
2	新聞紙、紙おむつ、生理用品、ペットの糞等を流していないか。	水に溶けず詰まりの原因となったり、悪臭の発生原因となるので流さないでください。
3	タバコの吸い殻を捨てていないか。	詰まりの原因となるだけでなく、浄化槽内部の微生物にとって悪影響を及ぼします。
4	不要になった殺虫剤等を生活排水として流していないか。	塩酸等の強酸やクレゾール等の消毒液、防腐剤、庭の花木の殺虫剤等は流さないでください。浄化槽は生きている微生物の働きを利用して汚水を浄化しています。
5	酸性の便器洗浄剤や漂白剤等を使いすぎていないか。また、残った農薬を捨てていないか。	黄ばみを落とす酸性の便器洗浄剤や漂白剤を使いすぎると浄化槽内部の微生物が死滅し、排水の処理ができなくなり、悪臭が発生することもあります。
6	不要になった灯油を捨てていないか。	浄化槽が機能なくなり、臨時の清掃が必要になることがあります。石油類も同様に流してはいけません。

◆台所で

1	魚や野菜くず等を細かくして流していないか。	浄化槽は、台所のごみの全てを引き受けるようにはできていません。魚や野菜くず等は流さないようにしましょう。
2	使い古しの食用油を流していないか。	廃油は台所のパイプが詰まる原因にもなりますし、浄化槽の微生物には手に負えない代物です。フライパン、鍋などに付いた調理油も拭き取るようにしてください。

◆お風呂で

1	硫黄系入浴剤を頻繁に使っていないか。	硫黄温泉系の湯の花や入浴剤は臭気の発生原因になる場合があるので、避けた方が無難です。それ以外の入浴剤は適量使いましょう。
2	残り湯は活用しているか。	風呂の残り湯は洗濯に使うなどして有効に活用する方が、浄化槽の負担を少なくすることができます。

◆洗濯で

1	必要以上に洗剤を使用していないか。	洗剤は適量を使用する方が最も洗浄効果が高く、多量に使用した場合には、異常な発泡が起きたり、酸素が溶けにくくなるため微生物の働きに影響が出ます。
2	多量の漂白剤を使用していないか。	多少の漂白剤は問題ありませんが、塩素系の漂白剤を大量に使用しますと、浄化槽内の微生物が死滅したり、働きが悪くなるので避けてください。
3	風呂の水と洗濯の水を同時に大量に排水していないか。	風呂の排水と洗濯の排水を同時にするなどの「排水ラッシュ」はできるだけ避けてください。

◆浄化槽の上部で

1	マンホールやブロワ(送風機)の上に物を置かず、内部がすぐ点検できるような状態になっているか。	マンホールやブロワの上に物を置くと、浄化槽内部をすぐに見ることができないほか、送風を妨げることもあります。
2	灯油などの可燃性のものが近くに置かれていないか。	ばっ気装置のモーターの近くには、灯油などの可燃性のものは置かないでください。

◆このような場合には

1	落雷などで停電になったり、大雨などが起こった場合はどうすればよいか。	短期間の停電だけであれば、特別な措置は必要ありません。大雨などの後で、ブロワや制御基板等が水に浸かっているか確認してください。もし水に浸かってしまった場合は、保守点検業者に連絡しましょう。
2	10日ほど家を留守にするとき、ブロワの電源を切った方がよいか。	非常のときを除き、電源を切らないでください。電源を切るとブロワから空気が送られなくなり、散気装置が働かなくなります。そのために槽内の微生物が死んだり、働きが悪くなります。
3	別荘などで、数か月～数年は使用しない場合、どのようにすればよいか。	保守点検業者と清掃業者に連絡しましょう。浄化槽を長期間使用しない場合は、電源を切り、清掃をして水を張っておくこととなります。 使用再開にあたっては保守点検を行った後にご使用いただく場合があります。
4	家族に糖尿病の患者がいるが、どうすればよいか。	保守点検業者と清掃業者に相談しましょう。保守点検や清掃の方法や頻度などを工夫して対応した方が良い場合があります。

◆業者による維持管理・清掃・検査の実施

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置なので、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理をすることが大切です。維持管理が適正に行われないと、しだいに浄化槽の機能が低下し、地域の環境汚染の原因となります。

また、故障箇所を早めに修理しないと、機能を正常に戻すために、かえって余分な費用が掛かることにもなります。

浄化槽の維持管理は、(1)保守点検(2)清掃(3)法定検査に分かれますが、浄化槽法でそれぞれ定期的の実施することが義務付けられています。

(1) 保守点検（浄化槽管理士がいる登録業者）

保守点検は、浄化槽の運転状況の点検や装置の調整、修理、消毒剤の補充などを行います。処理方式や人槽により違いはありますが、20人槽以下の場合は4か月に1回以上必要です。

(2) 清掃（市の許可業者）

槽内にたまった汚泥などを抜き取るのが清掃です。これは市長の許可を受けた浄化槽清掃業者が行うことになっています。

上山市許可業者：(有)上山清掃 電話 672-1107 〒999-3105 山形県上山市泉川字下河原 236-1

(3) 法定検査（県の指定検査機関）

浄化槽の使用開始から3～8か月後（法7条の水質検査）と、その後は1年に1回（法11条の定期検査）を、県が指定した検査機関の検査を受けることが義務付けられています。

浄化槽が適正に働いているかを見るもので、業者が行っている保守点検等とは異なるものです。正当な理由なく法定検査を受検しない場合、30万円以下の過料が課されます。

指定検査機関：（財）山形県理化学分析センター 電話 645-5306 〒990-2473 山形市松栄 1-6-68